

国立大学法人群馬大学の研究・产学連携活動に伴う秘密情報の管理に関する規則

平成28. 11. 30 制定

改正 平成29. 5. 1 平成29. 12. 1

平成30. 4. 1 平成31. 4. 1

令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究活動と、民間企業等と秘密保持義務に関する条項を含む契約に基づく研究等を推進するため、本学の研究・产学連携活動に伴う秘密情報（以下「秘密情報」という。）の適正な管理に關し必要な事項を定め、秘密情報を適正に管理し、研究・产学連携活動に伴うリスクの発生防止をマネジメントすることにより、研究・产学連携活動の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）学部等

群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則に規定する事務局（監査室を含む。）をいう。

（2）研究代表者

本学が単独又は共同研究契約並びに受託研究契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づき研究を行う場合において、研究を代表する者及び守秘義務を伴う研究における責任者をいう。

（3）研究担当者

本学が単独又は共同研究契約等に基づき研究を行う場合において、研究に従事する本学の教職員をいう。

（4）研究協力者

共同研究契約等に基づき研究を行う場合において、研究に従事する者（研究代表者及び研究担当者を除く）のうち、共同研究契約等の相手方（以下「相手方」という。）の同意を得た上で研究に参加・協力する本学の教職員及び学生並びに国立大学法人群馬大学外来研究員取扱規程第2条に規定する外来研究員をいう。

（5）秘密情報

- ① 本学が単独で創出した研究成果のうち未公表のもの。

② 共同研究契約等に基づき研究を行う場合において、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は研究の遂行中に発生し、かつ相手方と秘密にすることを合意した情報であって、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活用に有用なもの。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 七 法令等に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報（秘密情報の管理体制）

第3条 学長は、秘密情報の管理体制を総括し、学部等の長は、当該学部等の秘密情報の管理に関する事務を総括する。

- 2 学部等の長は、当該学部等において秘密情報管理に疑義が生じた場合、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、理事（研究・企画担当）をもって問題解決に当たらせる。

（研究代表者の責務）

第4条 研究代表者は、当該研究室において保有する秘密情報を特定し、明示するとともに、その管理方法を定め、当該研究室員に周知しなければならない。

- 2 前項の場合において、研究代表者は、秘密情報の権利、義務、保有者及び取扱方法等を明確にしておかなければならない。
- 3 研究代表者は、秘密情報にアクセス又は利用することができる者を定め、それ以外の者にアクセス又は利用させてはならない。
- 4 研究代表者は、共同研究契約等に基づき実施される研究においては、契約完了又は契約中止後も、当該契約書に明記される秘密保持義務の有効期間中、秘密情報の漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、秘密情報管理の徹底に努めなければならない。

（秘密情報の管理）

第5条 秘密情報は、秘密情報である旨を表示するとともに、施錠等物理的・技術的管理を徹底しなければならない。またコンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報についても、アクセス制限等を行い、秘密情報の漏洩がないよう厳重な管理の徹底に努めなければならない。

（秘密情報の開示）

第6条 秘密情報の開示は、研究業務上必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理や技術移転（以下「知的財産管理者等」という。）に携わる教職員の範囲とする。

- 2 研究代表者は、秘密情報管理責任者として、秘密情報を開示した研究担当者、研究協

力者及び知的財産管理等に携わる教職員に対し秘密保持を徹底する責任を有する。

- 3 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理等に携わる教職員は、当該研究について秘密遵守しなければならない。
- 4 学長は、秘密情報の開示を受けた研究協力者に対して、秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めるものとする。
- 5 研究代表者は、秘密情報を学外へ開示しようとするときは、相手方の許可を得なければならない。

(異動又は退職後等の守秘義務)

第7条 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる教職員は、異動、退職後又は卒業後、在職・在学中に知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 学長は、秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる教職員の、異動、退職又は卒業にあたって、必要に応じて秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めるものとする。
- 3 大学と学生との間に雇用関係とこれに付随する守秘義務を生じさせた場合においては、教育研究を受ける学生の基本的な立場と、守秘義務による学会発表や就職活動の制限に不利益がないよう、学生と企業の両者が許容できる範囲の守秘義務期間等を内容とする契約等を締結するものとする。
- 4 大学との間に雇用関係のない研究協力者についても、前3項を適用する。

(罰 則)

第8条 故意又は重大な過失により秘密情報を漏洩した者は、国立大学法人群馬大学教職員懲戒規則等により処罰する。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究・产学連携活動に伴う秘密情報の管理に関する必要な事項は別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則

この規則は、平成28年11月30日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。